

協力金の管理・運用について

(運営規程第9条)

- 1 名簿登録者は、成年後見人等または成年後見監督人等の受任あるいは契約し個別に報酬を得た場合は、本会へ協力金を納めるものとする。
- 2 協力金は、会員の後見活動の安定性を確保することを目的とし、成年後見に関する活動を行う「報酬を見込めない案件を受任した会員」に対し、報酬助成を行うための財源とする。また、ぱあとなあを運営するための事務やリスク管理のために必要な経費とする。
- 3 協力金の運用に関する事項については、委員会が以下に定める。

【協力金について】

- ①毎年5月(5月1日～31日)に、前年度に審判が下りた後見報酬1件につき3%を納入して下さい。
- ②納入方法は、親和銀行から指定の口座に振り込み、手数料は会員の負担となります。
- ③報酬額が1件あたり月額換算10,000円未満の場合は納入の必要はありません。

【報酬助成について】

- ①原則として家庭裁判所に報酬付与申立てを行ってください。その結果、「後見報酬を見込めない」か「報酬が低額な」案件であって、成年後見制度利用支援事業や公益信託成年後見助成基金を利用できない場合に申請することができます。
- ②毎年8月(8月1日～31日)に、「前年度に告知された報酬付与審判書の写し」と「家庭裁判所に提出した対象期間の後見事務報告書の写し」を添付して申請して下さい。
- ③対象期間については、12か月を上限とします。但し、初回報告時の諸事情ややむを得ない理由がある場合は、理由を記載して申請し、運営委員で協議後、期間の上限を決定します。
- ④助成額は1件につき月額上限9,700円とし審判額に不足分を充足します。但し、協力金の状況により助成額が月額上限に満たない場合もあります。
- ⑤報酬助成の可否については10月末日までに申請者に通知します。

附則 この規定は平成25年4月1日から施行する。

附則 平成26年4月1日改正

附則 平成29年2月25日改正

附則 平成31年4月1日改正